

鳥取県公報

本書ノ大キサハ規定規格A五判

昭和二十七年五月三十日 金曜日
第二千三百十六号

目次

◇告示 公有水面の埋立追認
公共測量実施につて

◇正誤 昭和二十七年四月三十日教育委員会規則第五号第六号中訂正

告示

鳥取県告示第二百七十三号

次のように公有水面埋立を承認した。

昭和二十七年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、埋立の承認を受けた者

岡山市石関町八〇

岡山農地事務局長 重 政 庸 徳

鳥取県告示第二百八十二号

大阪管林局長より国有林野の境界を測定し国有林野基本図及び経営図の作成に資する爲次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

昭和二十七年五月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、埋立の場所 西伯郡彦名村及び崎津村西岸地先中の海

一、埋立の面積 一、〇九三町歩

一、埋立の目的 耕地造成

一、工事着手及び竣功期限

承認の日から三十日以内に着手し昭和三十年三月三十一日までに竣功

- 三五 上 一三 変更の届出書の記載事項
- 二五 上 一五 によつてするものとする。
- 一六 (所在の場所変更の届出を要しない場合)
- 二五 上 一七 規定による所在の場所
- 二五 上 一八 届出を要しない場合は、左の各号の一に該当する場合とする。
- 二五 下 二 條例第十一條の規場
- 二五 下 一〇 届出書の記載事項
- 二五 下 一一 様式によつてする
- 二六 下 指定する。
- 三〇 上 一五 私立博物館にあつては

変更の届出書
によるものとする。

(一時的な所在の場所の変更の場合)
一時的な所在の場所
場合とは、左に掲げる場合をいう。

條例第十一條の規定
届出書
様式による
指定する
私立博物館にあつては

昭和二十七年五月三十日印刷
昭和二十七年五月三十日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町